

日猟発第 48 号

平成31年1月7日

各都道府県猟友会 会長 様

一般社団法人大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

(公印省略)

岐阜県における死亡事故の報告及び再度の
狩猟事故防止・安全対策の周知徹底について

本年もよろしく願ひいたします。

さて、既報のとおり、1月3日岐阜県下呂市において、有害駆除中の構成員の猟銃暴発により、下呂市猟友会馬瀬支部長が死亡するという事故が発生しました。

昨年11月20日北海道恵庭市において本会構成員による誤射死亡事故が発生したことから、各都道府県猟友会に対して狩猟事故防止及び安全対策の周知徹底をお願いしたところでしたが、それから日が経たない中での初歩的な安全確認を怠ったことに起因する死亡事故の発生は、極めて遺憾です。

つきましては、貴下構成員に対する事故防止・安全対策の再度の徹底について、よろしく願ひいたします。

また、岐阜県猟友会長からは、別添写のとおり報告等を受けておりますので、併せて報告いたします。



31 岐猟 第 1号
平成31年 1月 4日

(一社) 大日本猟友会
会長 佐々木 洋平 様

一般社団法人 岐阜県猟友会
会長 大野 惠章
(公印省略)

有害鳥獣捕獲等事業に伴う猟銃死亡事故の発生について (お詫び)

平成31年1月3日午後2時20分頃、岐阜県下呂市馬瀬西村の空き地において、有害鳥獣捕獲等事業(ニホンジカ・カモシカ)を終えた岐阜県下呂市猟友会員(65歳 銃所持歴3年11ヵ月)が、装填されていた弾を取り外そうとしたところ撃鉄が作動し、誤って1発(スラッグ弾)が発射され、4メートルほど離れたところにいた同僚(71歳 銃所持歴47年3ヵ月)の腰の辺りに当たり死亡させてしまうという、痛ましい事故が発生しました。

今回の事故は、現場で行うべき「脱包の確認」を怠り、装填されたままの猟銃をかかえ下山し、空き地において周囲の安全確認をせず弾を抜こうとした一瞬の行動により引き起こされてしまいました。

大日本猟友会のご指導のもと全国の猟友会が「銃猟は安全最優先」を提唱し続けているさなか、本県の会員によりこのような悲惨な事故を引き起こされたことは誠に申し訳なく、大日本猟友会長様並びに各都道府県猟友会長様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、このような猟銃による事故を絶対に起こさないことを目指し、本会の全会員に対してあらゆる機会を通し猟銃及び装弾の安全な取り扱いについて注意喚起を行い、いかなる時も冷静な行動をとるよう指導し猟銃事故防止の徹底に努めてまいります。

なお、下呂市猟友会は今回の事故を受けて同市猟友会長の指導のもと、同日夜に下呂市長の臨席を得たうえ緊急役員会を開き、事故の重大さから同市全会員に対し今猟期(本年3月15日まで)の狩猟及び許可捕獲(有害鳥獣捕獲・個体数調整)の中止を決定したことを申し添えます。

受付
收第 42 号
31.1.07
一般社団法人
大日本猟友会

日獵発第 49 号

平成31年1月9日

各都道府県獵友会 会 長 様

一般社団法人大日本獵友会

会長 佐々木 洋平

(公印省略)

鳥獸捕獲事業等における獵銃の事故防止等について

岐阜県下呂市における本会構成員の獵銃暴発による死亡事故の発生を受け、7日付けで文書を送付したところですが、環境省自然保護局野生生物課鳥獸保護管理室長より、別添写のとおり、本日付で事故防止等に関する依頼文書の送付がありました。

つきましては、改めまして、関係都道府県等と十分な連携を図りつつ、事故防止等についての貴下会員に対する周知徹底をお願いします。



環自野発第 1901095 号

平成 31 (2019) 年 1 月 9 日

一般社団法人 大日本猟友会 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長
(公 印 省 略)

鳥獣捕獲事業等における猟銃の事故防止等について

平素より鳥獣行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

猟銃の適正管理及び事故防止等については、かねてよりご尽力いただいているところですが、依然として、猟銃による事故が後を絶たない状況にあります。

本年 1 月 3 日に岐阜県下呂市において、脱包作業中の猟銃の暴発による死亡事故が発生しました。このような事故は銃器の基本的な取扱いの徹底により防げたものと考えています。

つきましては、別紙のとおり各都道府県に対して通知しましたので、貴会におかれましても、猟銃の安全な使用、とりわけ脱包・点検、矢先の確認等の銃器の基本的な取扱いの徹底について所属会員へなお一層の周知徹底をお願いします。

受付

収第 49 号

31. 1. 09

一般社団法人
大日本猟友会



環自野発第 1901095 号
平成 31 (2019) 年 1 月 9 日

都道府県野生生物行政主管部 (局) 長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長
(公 印 省 略)

鳥獣捕獲事業等における猟銃の事故防止等について

平素より鳥獣行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

猟銃の適正管理及び事故防止等については、かねてよりご尽力いただいているところですが、依然として、猟銃による事故が後を絶たない状況にあります。

本年 1 月 3 日に岐阜県下呂市において、脱包作業中の猟銃の暴発による死亡事故が発生しました。このような事故は、銃器の基本的な取扱いの徹底により防げたものと考えています。

昨年 11 月 21 日の通知においてもお伝えしていますように、このような事故の発生は、捕獲行為者本人のみならず、猟銃を使用した捕獲行為自体の社会的信用を著しく損なうことになりかねず、こうした事故が繰り返されることは、大変憂慮すべき事態と考えています。

今後、管理目的での捕獲や狩猟等を実施するにあたっては、改めて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等関係法令を遵守していただくとともに、安全で無理のない作業計画に基づく捕獲の実施、捕獲作業中の従事者間での連絡及び確認の徹底、発砲の際の矢先の確認、脱包・点検の徹底等、猟銃の使用に伴う事故防止等に万全を期すよう、なお一層の、関係者への指導の徹底をお願いいたします。

また、(一社)大日本猟友会及び(一社)全日本狩猟倶楽部へも、別添写しのとおり通知しております。